

申請前に必ずご一読願います



令和6年度 登米市電気自動車等導入支援事業 補助金申請の手引き

【補助金申請手続きについて事前のお願い】

- ◆補助金の申請を予定している方は、市の補助金交付要綱及びこの手引きをご一読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行ってください。

【申請受付期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※受付期間内であっても、予算額に達したときは、受付を終了します。

【補助対象事業】

電気自動車等導入支援事業

（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を新たに購入又はリース契約により導入する事業）

【お問い合わせ先・申請書の提出先】

登米市 市民生活部 環境課 環境政策係

〒987-0446 登米市南方町新高石浦 130

電話 0220-58-5553 FAX 0220-58-3345

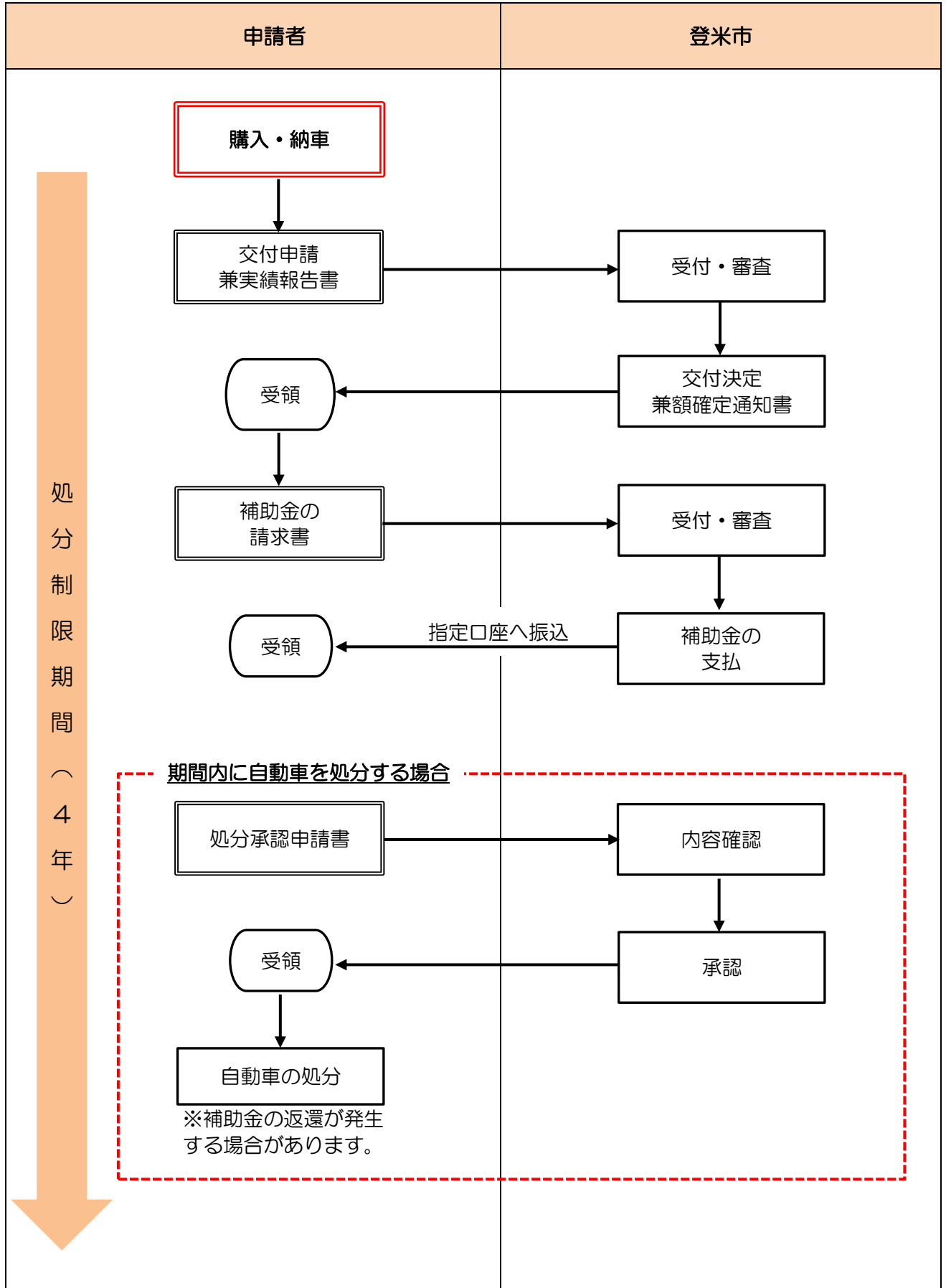
E-mail kankyo@city.tome.miyagi.jp

令和6年4月
登米市市民生活部環境課

【目 次】

◆手続きフロー	2
1. 事業の目的	3
2. 電気自動車等導入支援事業	3
(1) 補助対象者	3
(2) 補助対象となる自動車	3
(3) 交付要件	3
(4) 補助金額	3
(5) 申請受付期間	4
3. 補助金の交付申請（兼実績報告書）	4
4. 申請書類等の提出先	5
5. 留意事項	5
(1) 財産の処分制限	5
(2) 関係書類の保管	5
(3) 使用状況の調査等	5
6. Q&A	6

◆手続きフロー



1. 事業の目的

本事業は、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化の防止、環境保全意識の高揚及び大気汚染の改善を図るため、電気自動車等を導入する市民・事業者に対し、予算の範囲内で登米市電気自動車等導入支援事業補助金を交付するものです。

2. 電気自動車等導入支援事業

(1) 補助対象者

以下の全てを満たすもの。

- ① 市内に住所を有し、居住している**個人**・市内に事業所又は事務所を有する**事業者**
- ② すべての市税に滞納がないこと

(2) 補助対象となる自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであり、以下の全てを満たすこと。

- ① 車検証の「自家用・事業用の別」が「自家用」であること
 - ② 車検証の「使用の本拠の位置」が登米市内の住所であること
 - ③ 令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に初度登録していること
- ※超小型モビリティは除きます。

(3) 交付要件

以下の全てを満たすこと。

- ① 新車で購入・リース契約（借主に限る）していること。
（リース契約の場合は、契約期間が4年以上であり、新車購入と同程度の債務が発生する見込みであること。）
- ② 申請者が車検証の「所有者」又は「使用者」として記載されていること
- ③ 初度登録日から4年以上使用する見込みであること

(4) 補助金額

1台あたり10万円

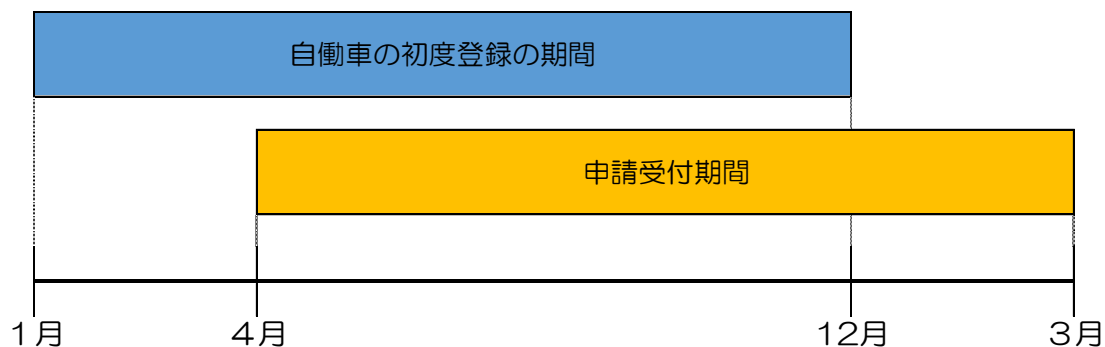
(5) 申請受付期間

令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

（予定件数：20台）

※受付期間内であっても、予算額に達したときは、受付を終了します。

※1月～12月に初度登録されたものを4月～3月に受け付けます。



3. 補助金の交付申請（兼実績報告書）

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる自動車が納車された後に、以下の書類を環境課へ提出してください。

提出書類	注意事項等
① 補助金交付申請書（兼実績報告書）	様式は登米市ホームページ参照
② 注文書の写し又は契約書の写し	車両本体の価格が記載されているもの
③ 領収書等の写し	割賦払による購入の場合は、契約書等の写し
④ 車検証の写し	電子化された場合は、自動車検査証記録事項の写し
⑤ 補助対象自動車の写真	納車後に撮られたもの （前面の写真と後面の写真）
⑥ 補助金振込先金融機関の口座通帳の写し	口座情報記載の見開きページ
⑦ 市税の納税証明書【未納の税額がないことの証明】	令和5年度の全ての市税に滞納がないことを証明するもの（未納の税額がないことの証明）
（事業者のみ追加）	
⑧ 登記事項証明書の写し等	市内に事業所又は事務所を有することを証明するもの

4. 申請書類等の提出先

〒987-0446 登米市南方町新高石浦 130（登米市役所南方庁舎 2階）

登米市 市民生活部 環境課 環境政策係

電話：0220（58）5553 FAX：0220（58）3345

※ 郵送で提出する場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残る方法でお願いします。

各種申請書類は上記まで直接持参又は郵送にてご提出ください。

提出部数は各1部です。

5. 留意事項

(1) 財産の処分制限

補助金を受けて導入した自動車について、初度登録から4年未満に処分する場合は、「処分等承認申請書（様式第6号）」を市に提出し、承認を受ける必要があります。その場合、補助金の一部（又は全部）が取り消しとなり、補助金の一部（又は全部）の返還が発生する場合がありますので、自動車を処分する場合は、市にご相談ください。

(2) 関係書類の保管

この補助事業における関係書類については、事業が完了した年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

(3) 使用状況の調査等

市は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、補助金の交付後においても、補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことがあります。

また、処分制限期間終了時に、その時点での使用状況等の調査を予定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

6. Q&A

質問	回答
Q. 中古車や新古車を導入した場合は、補助金の対象になりますか。	A. 中古車、新古車は、本補助金の対象外です。
Q. ローンで購入した場合も補助金の対象になりますか。	A. ローン（残価設定ローン含む）で購入した場合でも、交付要件を満たしていれば対象になります。 なお、ローンの支払いが終わった後でも、初度登録から4年未満で車を手放すと、補助金の返還が発生する場合があります。
Q. 現在、電気自動車を使用していますが、乗り換えるときにも補助金を受けることができますか。	A. 乗り換えの場合でも補助金を受けることができます。 ただし、補助金を受けて導入した車の乗り換えの場合、初度登録から4年間は補助金を受けることができません。
Q. 補助金を受けて導入した車ですが、事故により、初度登録から4年未満で廃車になりました。補助金の返還は発生しますか。	A. 事故や災害など、やむを得ないと認められる理由がある場合は、補助金の返還は求めませんが、処分承認申請書を提出し、承認を受けてください。
Q. 会社で社用車として使用したいのですが、補助金を受けることができますか。	A. 事業者が申請する場合は、社用車、営業車などであれば補助金を受けることができます。 (補助金を受けた車を使って直接的に利益を得る場合は、対象外となります。例：レンタカー、カーリース、運転代行等)